様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2025年　　7月　　4日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃりびあす  一般事業主の氏名又は名称 株式会社リビアス  （ふりがな）おおにし　まさひろ  （法人の場合）代表者の氏名　大西 昌宏  住所　〒532-0011  大阪府大阪市淀川区西中島１丁目１１番３４号  法人番号　2120001119511  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社リビアス　DX戦略 | | 公表日 | 2025年　6月　27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社リビアスHPで公表  公表HP：<https://www.ribias.net/dx.php>  株式会社リビアス「DX戦略」P2,3にて記載  1.DX取組宣言  2.企業理念・経営理念・経営ビジョン | | 記載内容抜粋 | （経営ビジョン）  株式会社リビアスは、変わりゆく理美容業界において、お客様一人ひとりの多様なニーズに寄り添い、より質の高いサービスを提供し続けるために、データとデジタル技術を積極的に活用します。これにより、業務の生産性を向上させ、社員がより創造的で価値の高い業務に集中できる環境を整備します。5年後に理美容業界リピート率NO.1のサロンを目指します。  （ビジネスモデル）  このような認識のもと、当社はDXを積極的に推進し、新たなビジネスモデルの構築を目指します。これまで培ってきたお客様との信頼関係を基礎に、デジタル技術を融合させることで、更なる顧客体験価値の向上を図ります。具体的には、業務効率化のためのAI導入や、教育研修におけるデジタル技術の活用を推進します。また、お客様への情報発信を強化する仕組みや、社内コミュニケーションを円滑にするためのツールを導入し、社員のデジタルスキル向上にも積極的に取り組むことで、組織全体のDX推進力を高めてまいります。  私たちは、5年後にお客様一人ひとりの「美」を追求し、理美容業界においてリピート率NO.1のサロンとなることを目指し、メンバー全員でDX推進に取り組んでいくことをここに宣言いたします。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2025年 6月 19日に開催された取締役会で、「DX戦略」は承認された。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社リビアス　DX戦略 | | 公表日 | 2025年　6月　27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社リビアスHPで公表  公表HP：<https://www.ribias.net/dx.php>  株式会社リビアス「DX戦略」P4にて記載  3.DX戦略 | | 記載内容抜粋 | 当社は、理美容業界においてリピート率NO.1のサロンになるという経営ビジョンのため、下記のDX戦略を推進します。  【戦略①】顧客満足度向上  フィードバックされたお客様のデータと自社アプリ、ECサイトを駆使し、お客様一人ひとりのニーズに合わせた情報提供と利便性の向上を図ることで、顧客体験価値を高め、満足度向上を目指します。  【戦略②】店舗業務削減  AIチャットボットによる問い合わせ対応の自動化、BIツールによるデータ分析の効率化、e-ラーニングによる研修のオンライン化、施術手順のデジタル化などにより、店舗スタッフの業務効率化を図り、よりお客様に向き合う時間を創出します。  【戦略③】デジタル人材の育成  各ブランドからデータ分析や生成AIに関する知識を持つ人材を育成し、ITパスポート資格の取得を推奨することで、現場主導でのDX推進を可能にします。また、ITコーディネータ資格取得支援など、高度な専門人材の育成も行います。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2025年 6月 19日に開催された取締役会で、「DX戦略」は承認された。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社リビアスHPで公表  公表HP：<https://www.ribias.net/dx.php>  株式会社リビアス「DX戦略」P5,7にて記載  4.体制・人材育成  6.数値目標(KPI) | | 記載内容抜粋 | 【4.体制・人材育成】  当社は、 DX実務執行総括責任者（社長）を中心としたDXチームを設置し、各部門長を構成員として定期的にDX戦略の進捗を確認しながらDXを推進します。また、DXチームで計画を立案しデジタル人材の育成を進めます。  基本的なデジタル育成の方針は、経済産業省推進資格ITコーディネータの資格取得やITパスポート試験合格を促進し有資格を増やすこと、eーラーニングで社内勉強会を行い、デジタル技術活用人材を増やすこととし、より高度な専門知識やスキルを習得できる機会を提供します。  【6.数値目標(KPI)】  戦略③：デジタル人材の育成  ・ITコーディネータの育成　2028年までにデジタル人材を2名育成  ・ブランドごとのDX推進リーダー育成・ITパスポート有資格者を増やす　2028年までにデジタル人材を15名育成 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社リビアスHPで公表  公表HP：<https://www.ribias.net/dx.php>  株式会社リビアス「DX戦略」P6にて記載  5.デジタル技術、環境整備 | | 記載内容抜粋 | 当社は、DX推進のために毎年経常利益の5％を投資し、以下の既存システムの⾒直しや新規システムの検討により、デジタル技術の導⼊や環境整備に努めます。  既存システム：  ‧ビルワン  ‧スーパーストリーム  ‧給与奉⾏  ‧楽々精算  ‧勤⾰時  ‧HYPERPOSレジシステム  ‧ビューティーメリット  ‧ECサイトアプリ  ‧サンクスカードアプリ  ‧キャンバス  ‧Googleワークスペース  ‧ビジネスライン  ‧環境整備点検アプリ  ‧チャットワーク  ‧Fileforce  ‧Kintone  ‧ルッカ―スタジオ  新規システム：  ‧コールセンターの⾃動応答システム  ‧⽣成AI（チャットボット等）  ‧⾃動配信システム  ‧分析ツール |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社リビアス　DX戦略 | | 公表日 | 2025年　6月　27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社リビアスHPで公表  公表HP：<https://www.ribias.net/dx.php>  株式会社リビアス「DX戦略」P7にて記載  6.数値目標（KPI） | | 記載内容抜粋 | DX推進の達成状況を測る指標として下記を定めます。  戦略①顧客満足度向上  ◆自社ECサイトを活用するお客様数の増加：2028年までに2025年と比較し10%増加  ◆e-ラーニングによる教育研修の導入：2028年までに利用率80%増加  戦略②店舗業務削減  ◆デジタル販促の配信ツールの導入：2028年までに主要3ブランドに導入率100%  ◆データ分析業務の時間削減：2025年と比較し年間時間削減率30%  ◆コールセンター業務のAI自動応答システムの展開：2028年までに2025年と比較し普及率30%  戦略③デジタル人材の育成  ◆ITコーディネータの育成：2028年までに2名育成  ◆ブランドごとのDX推進リーダー育成・ITパスポート有資格者を増やす：2028年までに15名育成 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　6月　27日 | | 発信方法 | 株式会社リビアスの「DX戦略」内の「7.DXに関する社長（実務執行総括責任者）メッセージ」に進捗等に関する方針と一部内容改訂について実務執行総括責任者である社長自らが行っている。  株式会社リビアス「DX戦略」P8にて記載  公表HP：<https://www.ribias.net/dx.php> | | 発信内容 | 美の未来を拓くDXへの挑戦  近年、美容を取り巻く環境は⽬覚ましく変化しています。お客様のニーズは多様化し、デジタル技術は私たちの⽣活に深く浸透しています。このような変⾰の時代だからこそ、私たちは⽴ち⽌まることなく、DXを推進し、新たな価値創造に挑戦します。  データとデジタル技術を駆使し、お客様⼀⼈ひとりに最適化された美の体験を提供します。お客様の声の可視化から、アプリを通じた最新美容情報の提案、ECサイトの利便性向上まで、デジタルを活⽤した顧客体験価値の向上を⽬指します。店舗では、AIによる業務効率化を進め、スタッフがよりお客様に向き合う時間を創出します。  これらの取り組みを通じて、株式会社リビアスは、美容業界における新たなスタンダードを確⽴するとともに、「美」の可能性を再定義し、次世代を担う⼈材育成にも⼒を⼊れていきます。  株式会社リビアス  代表取締役　大西　昌宏 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　　4月頃　～　　　2025年　　5月頃 | | 実施内容 | 経営者のリーダーシップの下で、デジタル技術の動向や自社のITシステムの現状を踏まえた課題の把握を、「DX推進指標自己診断フォーマット」を利用して行い、IPAの自己診断結果入力サイトより提出している。  提出日：2025年5月26日  自己診断フォーマット受付番号: 202505AH00003656 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　　4月頃　～　　　現在 | | 実施内容 | 情報セキュリティ方針を公表し、セキュリティアクション制度に基づき二つ星宣言を行っている。  公表HP：[https://www.ribias.net/vision.php#info\_security\_policy](https://www.ribias.net/vision.php" \l "info_security_policy)  セキュリティアクション二つ星宣言ID: 41046621233 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。